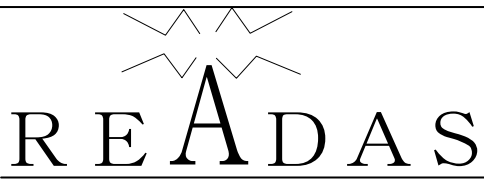


第 5062 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月 5日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ ホームページ作成費用

Q：ホームページを作成した費用は、どのような取扱いになりますか？

A：原則として、支出時の一時の損金とすることができます。

【解説】

会社がホームページを作成した場合の費用は、原則として、その支出時の一時の損金として処理することが認められます。

これは、①ホームページの内容が頻繁に更新されることが多く、制作費用の効果が1年以上に及ぶことが稀であること、②通常のホームページにはソフトウェア（コンピュータプログラム）が組み込まれていないことから、このような取扱いになっているのです。

したがって、使用期間が1年を超えるようなホームページを作成したという場合の制作費用は、支出時の一時の損金として処理することはできず、繰延資産として、その使用期間に応じて均等償却をしていかなければなりません。

また、データベースやネットワークへアクセスできるような仕組みとなっているホームページである場合は、その制作費用の中にデータベースやネットワークへアクセスするためのコンピュータプログラムの作成費用が含まれていると認められますので、制作費用のうちこのプログラムの作成費用に相当する金額はソフトウェアの開発費用として5年間で均等償却していかなければなりません。

